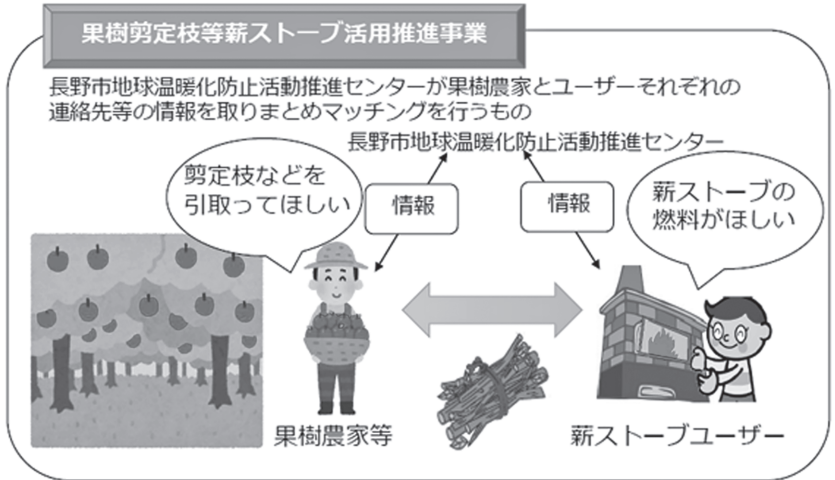


「果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業」とは

長野地域において、「ストーブの薪が欲しい方（ユーザー）」と「不要な果樹剪定枝等を引き取ってほしい農家の方」を募り、それぞれに相手を紹介する事業です。

この事業を通じて、果樹の剪定枝等を薪ストーブなどの燃料（まき）として活用することで、地球温暖化の原因となる化石燃料に由来する二酸化炭素の排出を減らし、併せて不要な剪定枝等の有効活用を通じた農業振興支援を図ることを目的としています。



事業のおおまかな流れ

- ①ユーザー、または果樹剪定枝等を提供したい農家が、長野市地球温暖化防止活動推進センター（以下、センター）に郵送・ファックス・メールのいずれかの方法で申込み。
- ②センターで申込みを取りまとめ、適当と思われる何人かの住所・氏名など必要な情報を申込者それぞれに提供。
- ③ユーザー、農家ともに、提供された情報を基に条件が合いそうな相手方に問い合わせ。
- ④日時を調整し、ユーザーが相手方農家の果樹園など現地へ行き、必要な作業をして果樹剪定枝等を持ち帰る。

事業に申込みできる方

長野地域（坂城町・長野市・須坂市・千曲市・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町）にお住いの、以下のような方が対象です。

- ◆果樹農家で果樹剪定枝等の処分に困っている方（※庭木、建築廃材等は本事業の対象とはしていません。）
- ◆薪ストーブ等の燃料を自己調達したい方（※木を適当な長さに切る、割るなどの作業や、運搬などを自ら行える方）

申込み方法

希望する方は、（１）ユーザー（薪利用者）または（２）農家（薪提供者）の別に応じた専用の申込書に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で長野市地球温暖化防止活動推進センターへ提出してください。

申込み締切

11月10日（金）必着
ただし、農家（薪提供者）については、令和6年3月中旬頃まで受付けます。

申込み・問い合わせ先

長野市地球温暖化防止活動推進センター
☎026-237-6681 FAX 026-237-6690 メール eco-mame@dia.janis.or.jp

こちらから申込書をダウンロードできます。また、坂城町企画政策課にもあります。



価格高騰特別対策支援金 子育て世帯生活支援特別給付金 の実施時期について

広報さかき8月号でお知らせした「価格高騰特別対策支援金」および「子育て世帯生活支援特別給付金」について、8月中に支給申込書などを送付する予定でしたが、対象者の抽出と確認作業に時間を要するため、送付の準備が整いましたら改めて広報さかき、町ホームページなどでお知らせします。

対象となる方にはお時間をいただき申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111 (132・136) 直通 75-6205